

『川尻「瑞鷹（ズイヨウ）」復興支援の会』規約

第1条 【名 称】

『川尻「瑞鷹（ズイヨウ）」復興支援の会』と称する。

第2条 【目 的】

本会は、歴史と伝統文化を今に伝える熊本市川尻のズイヨウ酒造の赤酒工場など熊本大震災で被害を受けた内容を復興支援することを目的とする。

第3条 【事 業】

本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

1. 瑞鷹（ズイヨウ）復興のための支援呼びかけを展開する。
2. 川尻校区に関わる出身者などに協力支援の呼びかけを積極的に展開する。
3. その他、本会の目的達成のため必要な事業

第4条 【会 員】

本会は、第2条の目的に賛同し、川尻校区民や賛同するメンバーを会員とする。

第5条 【役 員】

本会は、期間限定の実行委員会方式とし次の役員を置く。

会 長・・・1名 三角保之 （元熊本市長）

副会長・・・3名 中村亮一 （川尻校区自治会連合会会長）

玉真勇一 （川尻校区第12町内自治会長）

伊豆野弘昭（川尻校区第4町内自治会長）

事務局・・・・・・ 村田幸博 （熊本市南部地区市民の会 会長）

会 計： 松田フサ子（前 南部市民の会 会計）

川上秀子 （現 南部市民の会 会計）

監査役・・・2名 吉野邦昭 （前川尻校区第15町内自治会長）

倉岡信一 （第13町内自治会長・南部市民の会 監査役）

第6条 【住所及び連絡先】

住 所：〒861-4115 熊本市南区川尻4-6-28 TEL096-357-7645

連絡先：090-3327-7246（事務局 村田の携帯電話）

メール：h2o-murata@fork.Ocn.ne.jp

第7条 【補 則】

本規約に定めのない事項については会長が召集し役員会で決定する。

附則

本規約は、平成28年4月28日より実施する。